

宿泊に伴うおみやげ購入券発行事業実施要領

この要領は、宿泊に伴うおみやげ購入券発行事業の実施にあたって必要な事項を定める。

1 目的

新型コロナウイルス感染症収束後、「兵庫五国の名湯に泊まろうキャンペーン」として、県内温泉地に宿泊した旅行者に対し、宿泊施設や周辺お土産店等で利用できるおみやげ購入券を進呈することにより、県内誘客促進及び消費喚起を図る。

2 対象経費等

項目	内容	備考
おみやげ購入券	おみやげ購入券の原資	450,000,000 円
事業実施に係る 事務経費	事業実施PR経費 おみやげ購入券作成費 事務管理費 適正なおみやげ購入券進呈のための確認調査費	45,000,000 円
	計（税込み）	495,000,000 円

3 事業内容

「兵庫五国の名湯に泊まろうキャンペーン」の実施

【事業概要】

県内温泉地宿泊者へおみやげ購入券を進呈

① おみやげ購入券の進呈

県内温泉地の宿泊者1名に対し、

10,000円以上の宿泊で、2,000円のおみやげ購入券

5,000円以上10,000円未満の宿泊で、1,000円のおみやげ購入券

② 実施期間

2カ月程度（8月から10月の間で実施を予定）

※開始時期や実施内容等については県と相談の上、決定するとともに、新型コロナウイルス感染症の再流行などによる緊急事態宣言の再度の発出など新たな事態が生じた場合、事業の実施中においても見直しを図ることがある。

4 事業の基本設計

(1) 対象となる温泉地

複数の温泉宿泊施設やお土産店等の集積がある県内温泉地

※県内の観光協会等に対し公募を行い、当該事業参画温泉地を決定する。

[温泉地の例]

有馬温泉、宝塚・武田尾温泉、塩田温泉、赤穂温泉、宍粟市内の波賀温泉・東山温泉、城崎温泉、湯村温泉、竹野温泉、神鍋温泉、香住温泉郷、淡路島内の洲本温泉・南あわじ温泉郷等

(2) おみやげ購入券について

① 発行方法

紙または電子（併用可）

※ただし、電子の場合は電子機器を保有しない方も利用できるような対策を講じること。

② 進呈対象者

上記（1）の宿泊者

③ 進呈額

・10,000円以上の宿泊で、2,000円のおみやげ購入券（1,000円×2枚）を進呈

・5,000円以上10,000円未満の宿泊で、1,000円のおみやげ購入券を進呈

※宿泊料金は食事代込も対象とするが、当初支払いに含まれない飲料の代金等は宿泊料に含まない。ただし、消費税・入湯税は含めることができる。

④ 連泊の取り扱い

・同一施設1回の宿泊に対しおみやげ購入券を進呈（同一施設連泊でも最大2,000円のおみやげ購入券を進呈）

・同一温泉地内であっても、他の宿泊施設に移り宿泊した場合は、それぞれの宿泊施設で最大2,000円のおみやげ購入券を進呈

⑤ 配布する宿泊施設

温泉地を管轄する観光協会等と調整の上、公募等により対象施設を決定する。

⑥ 配分方法

・各温泉地の前年度宿泊者数の実績等に基づき、温泉地別に総枠を配分する

・温泉地内の配分については、各宿泊施設の前年度宿泊者数等に基づき、観光協会等が配分する

⑦ 利用対象施設

次の施設を基本とし、温泉地を管轄する観光協会等と調整の上、公募等により対象施設を決定する。

- ・ 宿泊施設のお土産販売コーナー
- ・ 当該温泉地の周辺お土産店、飲食店

※当該温泉地のみで利用可（他の温泉地のお土産店等での利用は不可）

⑧ 進呈方法

宿泊施設のチェックイン時に宿泊者に進呈

5 事業の実施方法

民間事業者へ委託（観光協会等への再委託も可）

6 委託事業者の業務内容

（1）全体PR業務

- ・ 各種媒体を活用して効果的かつ効率的なプロモーションを行うこと
- ・ 県広報媒体や県関係団体と連携した情報発信を行うこと
- ・ チラシやポスター等のデザインについては、(公社)ひょうご観光本部と調整を行った上で作成し、関係団体等に配布を行うこと

（2）おみやげ購入券の作成

作成にあたっては、偽造・不正利用の防止並びに利用の利便性対策を行うこと。

（3）観光協会等との調整

- ・ 事業実施方法等を事前に説明の上、参画する観光協会等を公募により決定すること
- ・ 前年度の宿泊者数等の実績等に基づき、温泉地ごとのおみやげ購入券の配分計画を策定の上、計画的に配分し、進捗状況を把握しつつ確実に執行すること

（4）精算業務

おみやげ購入券の利用状況を適宜確認の上、対象施設に速やかに精算を行うこと。

（5）その他

- ・ 事務経費の総額を45百万円としているが、45百万円を下回る金額とする場合にあっては、下回った金額をおみやげ購入券の原資として使用すること
- ・ 県からの要請があれば、事業の進捗状況等を報告すること

7 参画事業者の業務内容

温泉地の宿泊施設、おみやげ購入券利用対象施設の業務内容は、下記を想定する。

参画事業者	業務内容
温泉地の宿泊施設	<ul style="list-style-type: none">・ 宿泊者へおみやげ購入券を進呈・ 施設内お土産コーナーでのおみやげ購入券を利用した販売・ おみやげ購入券の適正な進呈状況の報告・ 使用済み分のおみやげ購入券の精算請求・ 委託事業者からのおみやげ購入券の適正利用確認調査への対応
おみやげ購入券 利用対象施設 (お土産店等)	<ul style="list-style-type: none">・ おみやげ購入券を利用した販売・ 使用済み分のおみやげ購入券の精算請求

8 納品物

- ・ 事業実施報告書
- ・ 事業の進捗状況並びに適正利用確認調査に係る報告書

9 留意事項

(1) 提案に係る主な審査ポイント

項目	主な内容
効果的なプロモーション	<ul style="list-style-type: none">・より多くの方への周知を図り、県への誘客促進や特産品等の購入促進が図られるような効果的なプロモーションが提案されているか。
おみやげ購入券のデザイン、偽造防止加工印刷の納品スケジュールの実行可能性	<ul style="list-style-type: none">・おみやげ購入券に適正な情報が記載されたデザインであるか。・偽造防止加工の技術は提案されているか。・事業実施に納品が間に合うよう担保がなされているか。
おみやげ購入券の不正利用防止、精算の適正化	<ul style="list-style-type: none">・参画事業者、消費者のおみやげ購入券の不正使用防止に向けた工夫やスキームが提案されているか。・精算が適切になされるような提案がされているか。
事務の執行体制、事業実施にかかるスケジュールの実行可能性	<ul style="list-style-type: none">・事業が適切に行えるよう責任者を明確にし、確実な執行体制が組まれているか。・問い合わせやクレーム等に対応できる体制が整っているか。・類似事業の実績があるか。・事業実施のスケジュールについて、実行可能性の高い提案がされているか。・宿泊施設やおみやげ購入券利用施設等の事務負担を考慮したスキームになっているか。
おみやげ購入券の予定額の全額消化にかかる実行可能性	<ul style="list-style-type: none">・おみやげ購入券の予定額を全額消化するための手法が提案されているか。
経費の効率的な執行の実行可能性	<ul style="list-style-type: none">・事務経費の効率的な執行方法が提案されているか。

(2) その他

新型コロナウイルス感染症の再流行などによる緊急事態宣言の再度の発出など新たな事態が生じた場合、事業の実施中においても見直しを図ることがある。

10 応募提出書類・部数

提出書類は、募集要項に記載の下記書類を提出すること。

内容	部数
1 応募申込書 [様式1]	8部
2 事業企画書 [様式2] ※おみやげ購入券の素案 (イメージ画像等) も提示すること	8部
3 経費見積書 [様式3]	8部
4 誓約書 [様式4]	1部
5 法人関係書類 ①会社概要 ※既存の資料(会社パンフレット等)に代えることができる ②事業実施に必要な許認可等を証する書類 ③県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類 (納税証明書等) (兵庫県の入札参加資格を有している者は除く。)	1部
6 事業内容の補足説明資料 (様式任意、左肩ホッチキス 1箇所止め)	8部
7 その他、県から個別に提出を求められた書類	8部

※「事業企画書 [様式2]」及び「事業内容の補足説明資料」については、併せて10ページ程度を目安として作成すること。

11 問合せ先、応募書類提出先

兵庫県産業労働部観光局観光企画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁1号館7階

TEL 078-341-7711(代表)、内線 3577

078-362-3616(直通)

FAX 078-362-4275